

芝浦労働組合

第一章 名称及目的

一、本組合の芝浦労働組合と称す

二、本組合の目的、宣言、決議、遂行を以て目的とす

第三章 組合員及組織

三、本組合員は芝浦製作所を現職として日給従業者を以てす

ヲ密す

四、本組合の組織は一工廠を以て分区分部とし、自治的

をノトス

但し二以上合同とし一分区トス

五、本組合ハ七ノ委員会ヲ置ク

(1) 中央委員会